

議案第248号

福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市における小児一次救急医療体制を継続して確保するため、小児科を急患診療センター、東急患診療所及び南急患診療所へ集約するとともに、急患診療センターの機能の強化を図るため、同センターの小児科について土曜日の診療時間を拡大する必要があるによる。

福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例

福岡市立急患診療所条例（昭和49年福岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市立博多急患診療所の項、福岡市立城南急患診療所の項及び福岡市立西急患診療所の項中「・小児科」を削る。

別表第2 福岡市立急患診療センターの部内科・小児科の項中「内科・小児科」を「内科」に改め、同項の次に次のように加える。

小 児 科	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午後7時30分から翌日の午前7時まで
	土曜日（休日を除く。）	午後5時から翌日の午前8時まで
	日曜日及び休日	午前9時から翌日の午前8時まで

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。